令和８年９月越前町議会定例会

（第３号）

令和８年９月１４日

目　　次

第３号（９月１４日）

○出席議員及び欠席議員氏名……１
○会議録署名議員の氏名……１
○職務のために議場に出席した者の職氏名……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○議事日程……２
○開　　議……４
○報告第５号（質疑）……４
○報告第６号（質疑）……４
○報告第７号（質疑）……４
○承認第１１号（質疑、討論、採決）……４
○議案第４５号（質疑、討論、採決）……５
○議案第４６号（質疑、討論、採決）……５
○議案第４７号（質疑、討論、採決）……６
○議案第４８号（質疑、討論、採決）……６
○議案第４９号（質疑、討論、採決）……７
○議案第５０号（質疑、討論、採決）……１０
○議案第５１号（質疑、討論、採決）……１０
○議案第５２号（質疑、討論、採決）……１０
○議案第５３号（質疑、討論、採決）……１２
○議案第５４号（質疑、討論、採決）……１２
○議案第５５号（質疑、討論、採決）……１３
○認定第１号（質疑、討論、採決）……１３
○認定第２号（質疑、討論、採決）……１４
○認定第３号（質疑、討論、採決）……１４
○認定第４号（質疑、討論、採決）……１５
○認定第５号（質疑、討論、採決）……１５
○認定第６号（質疑、討論、採決）……１６
○認定第７号（質疑、討論、採決）……１６

○認定第８号（質疑、討論、採決）……１７
○認定第９号（質疑、討論、採決）……１７
○認定第１０号（質疑、討論、採決）……１７
○同意第２９号、同意第３０号（説明、採決）……１８
○各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について……１９
○議員派遣について（追加）……１９
○町長挨拶……１９
○閉　　会……２０
○署名議員……２１

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
１	中野　斗夢	○		
２	斎藤　諒太	○		
３	寺坂　大地	○		
４	川口　宜亮	○		
５	髙松　恒雄	○		
６	駒野　孝一郎	○		
７	小松　高宏	○		
８	吉田　憲行	○		
９	藤野　菊信	○		
１０	米沢　康彦		○	
１１	佐々木　一郎	○		
１２	伊部　良美	○		
１３	笠原　秀樹	○		
１４	木村　　繁	○		

会議録署名議員の氏名

４番議員	川口　宜亮	５番議員	髙松　恒雄

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤　健治	事務局次長	岡田　寿子
事務局書記	青山　晴彦		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	髙田　浩樹	副 町 長	水島　博之
教 育 長	大川　伸介	総務理事	髙木　剛彦
民生理事	臥龍岡　尊哉	産業理事	佐々木　直人
建設理事	荒井　基志	会計管理者	津田　豊申
教育委員会事務局長	原　　雅哉		

令和８年９月越前町議会定例会議事日程〔第３号〕

令和８年９月１４日（月）

日程第　１　報告第　５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第　２　報告第　６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第　３　報告第　７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書

日程第　４　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて
（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））

日程第　５　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　６　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正について

日程第　７　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付について

日程第　８　議案第４８号　字の区域の変更について

日程第　９　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）

日程第１０　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１１　議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第５３号　令和８年越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１４　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１５　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）

日程第１６　認定第　１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１７　認定第　２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　認定第　３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第１９　認定第　４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　認定第　５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２１　認定第　６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２２　認定第　７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　認定第　８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定について

日程第２４　認定第　９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定について

日程第２５　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について

日程第２６　同意第２９号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第２７　同意第３０号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第２８　各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について

日程第２９　議員派遣について（追加）

開議　　午前１０時００分

○議長（藤野菊信君）　おはようございます。
ただいまの出席議員数は１３人です。
米沢副議長より欠席届が提出されています。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第１　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○議長（藤野菊信君）　日程第１　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。
これから報告第５号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
以上で、報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第２　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（藤野菊信君）　日程第２　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。
これから報告第６号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
以上で、報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第３　報告第７号　令和７年度越前町下水道時会計継続費精算報告書

○議長（藤野菊信君）　日程第３　報告第７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。
これから報告第７号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
以上で、報告第７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書についてを終わります。

日程第４　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））

○議長（藤野菊信君）　日程第４　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて

（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））を議題といたします。
これから承認第１１号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから承認第１１号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから承認第１１号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））は承認することに決定しました。

日程第５　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤野菊信君）　日程第５　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。
これから議案第４５号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから議案第４５号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから議案第４５号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正について

○議長（藤野菊信君）　日程第６　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正についてを議題といたします。
これから議案第４６号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第４６号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付について

○議長（藤野菊信君）　日程第７　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付についてを議題といたします。

これから議案第４７号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第４７号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付については、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第４８号　字の区域の変更について

○議長（藤野菊信君）　日程第８　議案第４８号　字の区域の変更についてを議題といたします。

これから議案第４８号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第４８号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第４８号　字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）

○議長（藤野菊信君）　日程第９　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これから議案第４９号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

駒野孝一郎君。

○６番（駒野孝一郎君）　今回の越前コミュニティセンターについて確認、質問をさせていただきます。

建物の解体については、総額６，０００万円まではゲンキー側が負担し、それを超える部分については町が負担する。ただし、町の負担上限は５，０００万円であり、それを超える部分についてはゲンキー側が負担するという考え方だと全員協議会で説明を受けました。そこで、幾つか確認いたします。

１点目、解体費用について質問いたします。仮に、解体費用が８，０００万円となった場合には、ゲンキー側が６，０００万円、町が４，０００万円を負担する。また、町の負担上限５，０００万円については、単なる協議上の取決めでなく、契約書等に明記し、将来的に解体費用が増額した場合でも町の負担が５，０００万円を超えないことを確実に担保するのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（藤野菊信君）　副町長。

○副町長（水島博之君）　それでは、駒野議員のご質問にお答えいたします。

まず、本事業における負担割合の考え方からご説明申し上げます。

負担割合につきましては、これまで民間事業者との協議において、町の負担する額は５，０００万円を限度とすることを事業者に対して明確にお伝えし、双方が確認の上、共通認識としております。

また、直近におきまして、事業者が実施する解体に係る事業費の総額は１億１，０００万円を限度とする旨の報告を受けており、そのうち事業者は６，０００万円を固定額として負担し、町は総額から事業者負担の６，０００万円を差し引いた残額を上限５，０００万円として負担することを、事業者との協議において改めて確認しております。

議員おっしゃるように、仮に実際の解体費用が総額８，０００万円となった場合には、事業者負担の固定額６，０００万を差し引いた残額２，０００万円が町の負担額となります。

このことから、事業者の負担額は６，０００万円で固定されており、町の負担額は５，０００万円が上限となり、解体費用の総額が下がれば、それに応じて町の負担額のみが減少する仕組みになっております。

次に、町の負担額上限５，０００万円の契約書等への明記についてでございますが、町といたしましては、契約書において町の負担額は５，０００万円を上限とすることを明確に規定し、法的に担保する考えでございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君）　駒野孝一郎君。

○６番（駒野孝一郎君）　では、２点目に移ります。

土地・建物ともに越前町の所有であるが、今回、建物についてはゲンキー側へ無償譲渡し、土地については無償で貸し付ける。そして、その期間はいずれも３０年と説明を受けました。そこで、町民の財産に関わる重要な問題ですので、確認いたします。３０年間の途中で事業が終了し、撤退した場合についてお尋ねします。例えば１０年後、１５年後、２０年後に店舗を閉鎖した場合、土地についてはどうなるのでしょうか。無償貸付けはその時点で終了するのか。また、建物の撤去費用や原状回復費用については、誰が負担するのでしょうか。町が将来的に撤去費用を負担する可能性はないのか。明確にお答え願いたいと思います。

○議長（藤野菊信君）　副町長。

○副町長（水島博之君）　それでは、ご質問にお答えします。

土地の無償貸付けにつきましては、財務規則に基づき、貸付期間を３０年と設定しております。契約の途中において事業者が店舗を閉鎖し撤退するなど、事業者から契約解除の申出があった場合には、貸付期間はその時点で終了し、速やかに更地の状態にして町に返還する旨を契約書に明記する考えでございます。

次に、建物の撤去費用及び原状回復費用の負担についてでございますが、店舗の所有者はゲンキー株式会社でございますので、万が一撤退する場合における店舗等の撤去及び原状回復に係る経費については、店舗の所有者であるゲンキー株式会社が負担することを契約書において明確に規定し、町が将来的に店舗の撤去費用等を負担することのないよう、法的に担保する考えでございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　駒野孝一郎君。

○６番（駒野孝一郎君）　続いては、契約書等についてお聞きいたします。

土地・建物が町の所有である中で、建物を無償譲渡、また土地を無償貸付けすること、そして解体費用について町が最大５，０００万円を負担することになります。この一連の条件について、町としてどのような契約書、協定書、覚書等を締結する予定なのか。また、現時点でその契約書等の素案は作成されているのか。さらに、契約締結後にはその内容のうち、町有財産の無償譲渡や町の負担額など、議会として確認すべき重要事項について、議会に報告、説明する考えがあるのかお尋ねします。

○議長（藤野菊信君）　副町長。

○副町長（水島博之君）　それでは、お答えいたします。

本事業につきましては、町と民間事業者の間で２つの契約と１つの協定を締結する予定をしております。１つ目は、建物の無償譲渡に伴う普通財産無償譲渡契約書、２つ目は、土地の無償貸付けに伴う土地使用貸借契約書、３つ目は、ゲンキー株式会社の町内全店舗を対象とする災害時における生活物資供給に関する協定書でございます。

なお、解体費用の負担に関する取決めにつきましては、普通財産無償譲渡契約書の中に盛り込み、町の負担額５，０００万円上限を明確に規定する考えでございます。

次に、契約書案の作成につきましては、現在作成中でございますが、今後、事業者と町におきまして協議、精査を重ねながら、内容を固めてまいります。また、契約締結後は、重要事項につきましては議会へご報告、ご説明申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　駒野孝一郎君。

○６番（駒野孝一郎君）　ご丁寧な答弁ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君）　ほかに質疑はありませんか。

寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　それでは、補正予算にありましたバス・タクシー運転手の確保の部分、こちらに関する補助金と奨励金に関してお伺いいたします。

本事業は、バス・タクシー運転手の確保と定着を目的として、第２種免許取得費の補助と就職奨励金を設けるものと承知しております。こちらに関しまして、免許取得費補助に関しましては、ちょっと一度置いておきまして、今回就職奨励金を中心に３点ほど伺います。

まず、１点目でございます。本奨励金に関しまして、何を成果とする制度なのか、お伺いいたします。説明資料を頂いたものでは、本事業の目的を運転手の確保と就職後の定着促進とされておりました。そこで、本町といたしまして何をもって、あるいはどのような状態をもって、この事業の成果があったのかというところを判断するのか、お伺いいたします。

例えば、採用に至った時点なのか、それとも一定期間継続して勤務をしていただいたその時点なのか、あるいは公共交通ですね、こちらの減便や休廃止を防ぎ、公共交通の運行を維持できた時点なのか、町の考え方を伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　それでは、お答えいたします。

全国的な運転手不足が続く中、本町の公共交通を担うバス・タクシー事業者においても、人材の確保は大きな課題と認識しており、地域住民の移動手段を将来にわたり維持していくためには、新たな運転手の確保と定着が必要であると考えております。

本事業は、就職後の奨励金と２年以上継続勤務をした場合の定着奨励金を設けるものであり、まずは運転手として新たに採用されること、そして２年以上継続して勤務いただくことを成果として考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　それでは、２点目に移ります。

この奨励金に関しまして、なぜ町がこの奨励金を支給するのかという部分に移りたいと思います。

この本人への就職奨励金という方法を選んだ考え方についてですけれども、公共交通の維持や人材確保につきましては、既に国や県、町による各種の支援が行われるものと思っております。一方で、運転手の採用や処遇改善につきましては、雇用主である事業者の皆様が負担していただく、担っていただく部分もあるのかなと理解しております。

本件、町として今回さらにご本人へ就職奨励金を支給する必要があると、どうやって、なぜ判断したのかを伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　それではお答えいたします。
　運転手の採用や処遇改善につきましては、基本的に事業者が担うべきものと考えておりますが、全国的な運転手不足が続く中、事業者だけの努力では人材確保が難しい状況であると考えています。本人へ直接支援を行うことで、運転手としての就職を検討している方に対して分かりやすいインセンティブとなり、町内公共交通事業者への就職を後押しできるものと考えております。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。
○３番（寺坂大地君）　最後の質問になります。こちら継続勤務の意思の確認方法についてです。
　こちらですけれども、説明資料を頂いたものでは、就職時に２年以上の継続勤務の意思を要件と書かれておりました。こちらの意思ですね、これをどのように確認するのか。また途中で退職された場合には、こちらの奨励金の返還が必要になるとのことだったんですが、病気などやむを得ない事情も含め、その取扱いをどのような基準で進めるのか、腹案はおありでしょうか。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　お答えいたします。
　２年以上継続して勤務する意思については、申請時に誓約書を提出いただくことで確認する予定としております。また、原則として２年以内に退職された場合には、返還を求める考えでおります。
　一方で、病気や介護など本人の責めによらないやむを得ない事情により退職も想定されますので、そのような場合には、個別の事情を十分確認し、公平性に配慮しながら適切に判断してまいりたいと考えております。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。
○３番（寺坂大地君）　丁寧なご答弁ありがとうございました。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　ほかに質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　なければこれにて質疑を終わります。
　これから議案第４９号の討論を行います。
　討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
　これから議案第４９号を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１０　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。
これから議案第５０号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから議案第５０号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから議案第５０号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１１　議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。
これから議案第５１号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから議案第５１号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから議案第５１号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第５２号　令和８年度　越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１２　議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。
これから議案第５２号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第５２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第５２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１３　議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これから議案第５３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第５３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１４　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１４　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これから議案第５４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第５４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第５４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１５　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１５　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これから議案第５５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから議案第５５号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１６　認定第１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第１６　認定第１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから認定第１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから認定第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから認定第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、認定第１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第１７　認定第２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第１７　認定第２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから認定第２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから認定第２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから認定第２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、認定第２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第１８　認定第３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第１８　認定第３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから認定第３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから認定第３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから認定第３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、認定第３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第１９　認定第４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第１９　認定第４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
　これから認定第４号の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
　これから認定第４号の討論を行います。
　討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
　これから認定第４号を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、認定第４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２０　認定第５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２０　認定第５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
　これから認定第５号の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
　これから認定第５号の討論を行います。
　討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
　これから認定第５号を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、認定第５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては、認定することに決定しました。

日程第２１　認定第６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２１　認定第６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから認定第６号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから認定第６号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから認定第６号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、認定第６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２２　認定第７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２２　認定第７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
これから認定第７号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
これから認定第７号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
これから認定第７号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、認定第７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２３　認定第８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２３　認定第８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
　これから認定第８号の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
　これから認定第８号の討論を行います。
　討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
　これから認定第８号を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、認定第８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２４　認定第９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２４　認定第９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
　これから認定第９号の質疑を行います。
　質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。
　これから認定第９号の討論を行います。
　討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。
　これから認定第９号を採決します。
　お諮りします。
　本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
　よって、認定第９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２５　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第２５　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題といたします。
　これから認定第１０号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　質疑なしと認めます。

これから認定第１０号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　討論なしと認めます。

これから認定第１０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第２６　同意第２９号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２７　同意第３０号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（藤野菊信君）　日程第２６　同意第２９号　人権擁護委員候補者の推薦について、日程第２７　同意第３０号　人権擁護委員候補者の推薦についての２議案を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤野菊信君）　本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　同意第２９号及び同意第３０号の人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

これら２件につきましては、山下三紀代氏、尚當淳氏が本年１２月３１日をもって任期満了となりますので、新たに畑ひろみ氏、久保幸一氏を人権擁護委員法第６条第３項の規定により候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

このお二人は、いずれも誠実な人柄で高い識見を有し、人権擁護委員として適任であると存じますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君）　本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

なお、採決は議案ごとに行います。

これから同意第２９号を採決します。

お諮りします。

同意第２９号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起　立　全　員）

○議長（藤野菊信君）　起立全員です。

よって、同意第２９号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同

意することに決定しました。
次に、同意第３０号を採決します。
お諮りします。
同意第３０号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。
（起　立　全　員）
○議長（藤野菊信君）　起立全員です。
よって、同意第３０号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２８　各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について

○議長（藤野菊信君）　日程第２８　各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件についてを議題といたします。
総務文教厚生常任委員長、産業土木常任委員長から所管事務に関する事項について、また議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化特別委員長、原子力発電安全対策特別委員長から所掌事務に関する事項について、それぞれ会議規則の第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。
各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第２９　議員派遣について（追加）

○議長（藤野菊信君）　日程第２９　議員派遣についてを議題といたします。
議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ議員を派遣するものとします。ただし、緊急を要する場合は議長において決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　異議なしと認めます。
したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
閉会に先立ち、町長の挨拶を許します。
町長。
町長（髙田浩樹君）登壇
○町長（髙田浩樹君）　令和８年９月越前町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。
９月３日の開会以降、８日間にわたり慎重なご審議を賜り、また、全ての議案にご決議をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。
審議の過程を通じまして議員各位から賜りましたご意見等につきましては、いずれも厳正に受け止め、適切に対応してまいりたいと存じます。
また、令和７年度各会計の決算認定の審議において賜りました数々のご指摘、ご提案につきましても、これを真摯に受け止め、今後の予算執行並びに来年度の予

算編成に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１３日には、町の総合防災訓練を実施いたしました。訓練を通じて、地域における自助・共助の大切さを、参加された多くの町民の皆様と共に再認識することができました。ご協力いただきました住民の皆様、消防団の皆様、防災関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。今後とも、災害に強いまちづくりに全力で取り組んでまいります。

さて、今月１９日から２０日にかけて、第１６回越前さかなまつりが開催されます。シルバーウイークの初日にも当たり、県内外から多くの方に来町していただき、越前町の魅力の一つでもある海の幸を堪能していただきたいと思います。

議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、引き続き町政発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、令和８年９月越前町議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（藤野菊信君）　これをもちまして、令和８年９月越前町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時４６分